

令和2年度三豊市都市計画審議会（第1回）議事録

1. 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年6月10日（水） 13時30分～14時00分
- (2) 場 所 三豊市役所 危機管理センター 201・202会議室

2. 出席者委員

1号委員

紀伊 雅敦、清水 幸一、土山 修身

2号委員

佐治 康弘、片松 正樹、田中 一彰

3号委員

堀江 博、真鍋 貴臣、新延 修、田尾 亜希子、吉田 美和子、高橋 寛栄
(委員以上12名)

4. 欠席委員

島田 美和子

3. 事務局

三豊市建設経済部	部長	正田 尚記	審議監	続木 淳二
都市整備課	課長	大平 孝治	課長補佐	真鍋 裕亮
	主任	川上 浩昌	主事	五反田 知穂

5. 審議会の成立確認

2分の1以上の出席により成立。

6. 議事録署名委員

堀江委員、佐治委員

7. 開会

13時30分

8. 市長挨拶

9. 諮問書の手交

10. 議事

議題① 三豊市都市計画マスタープランの見直しについて

(1) 事務局(都市整備課長)より内容の説明

・都市計画マスタープラン見直しについて

三豊市では、平成30年12月に策定された市の最上位計画である「第2次総合計画」の中で、都市計画区域の再編等が重点施策として位置付けられたことを受け、昨年・今年度の2か年で都市計画区域の再編と都市計画マスタープラン見直し作業を行い、来年度中に公表を行う。

・三豊市都市計画区域(案)について

現在の都市計画区域(豊中、仁尾、詫間の一部)に加えて、三野町全域と高瀬町の下勝間、新名、比地中、比地の全域及び上高瀬・上勝間の高速道路西側を編入した区域を三豊都市計画区域として再編する。今回の区域再編により、都市計画区域の面積は8,500ha(市全域の40%)程度、人口は約48,000人(市全体の70%超)となる。なお、現在、用途地域は無指定であるが、区域再編後も直ちに指定する予定はない。

・今後の事業スケジュールについて

・都市計画区域再編については、7月頃に県から国へ法定図書の提出、10月頃に市民また事業者への周知を行ったのちに、本審議会で承認を得る。その後、県の手続きや国土交通大臣の同意を得て、来年の5月中旬以降に県の公告を行い、新たに三豊都市計画区域として効力が発生する予定で進めていく。

・三豊市都市計画マスタープランの見直しについては、昨年度から市民アンケート、市役所内の関係課ヒアリング等により資料収集をし、課題の抽出・分析、まちづくり方針の検討を行い、現在は原案の作成中である。年内に計画原案を示し、その後に実施するパブリックコメントなどの結果もふまえて、審議会から答申を受ける予定。その後、都市計画区域の再編にかかる県公告が終わったのち、市議会において議決を受けてマスタープランの公表を行う。

・立地適正化計画については、今年度中に計画案を作成し、本審議会に示したいと考えている。

(2) 質疑・意見

(高橋委員)

都市計画区域内の地域だけでなく、区域外の地域を含む三豊市全体に関しての説明等は考えているか。今回の区域再編により、都市計画区域内外それぞれにメリット・デメリットが生じると思うので、それぞれに対して説明をしっかりと行う必要がある。

(事務局回答)

区域再編に関して、一番影響が大きいのは家を建てる際の建築確認申請に関するこ

とだと思われる。特に、新たに区域編入される地域の方には十分な周知を行いたい。また、不動産事業者などに対しても制度周知を行う予定である。

(真鍋委員)

今回の区域再編によって、高松自動車道を境に同じ地域であっても都市計画区域内の地域と区域外の地域に分かれるので、その地域の住民の方々には分かりにくいのではないか。

例えば荘内半島などは都市計画区域外となっているが、今後の道路整備、拡幅工事などと関係があるのか。

(事務局)

区域の境界については行政区域や大字界などで分ける方法と道路や河川など地形地物などで分ける方法がある。区域再編については、人口動態や開発動向、土地利用の状況や見通し、区域の一体性などのデータをもとに決定を行った。新たな区域になった理由については、これらを踏まえて説明する予定である。

都市計画区域の内外と道路の整備計画は直接の結びつきはないが、まちづくりの方針などを踏まえながら、担当課と連携しながら進めていくものと考えられる。

議題② その他

次回（第2回）の都市計画審議会開催については、令和2年12月以降に開催する旨を再度説明。

11. 閉会

14時00分

審議内容について相違ありません。

三豊市都市計画審議会

議事録署名委員

佐治 康弘

議事録署名委員

施江 博